

























前 承

山口										廣島												
松	西	濱	地	萩	柳	岩	船	赤	徳	山	若	赤	地	庄	三	福	尾	竹	廣	三	尾	地
江	郷	田			井	國	木	間	山	口	國	間		原	次	山	道	原	島	次	道	
支	支		方	區	區	區	區	區	區	支	支	支	方	區	區	區	區	區	區	支	支	方
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31																						
32																						
33																						
34																						
35																						
36																						
37																						
38																						
39																						
40																						
41																						
42																						
43																						
44																						
45																						
46																						
47																						
48																						
49																						
50																						
51																						
52																						
53																						
54																						
55																						
56																						
57																						
58																						
59																						
60																						
61																						
62																						
63																						
64																						
65																						
66																						
67																						
68																						
69																						
70																						
71																						
72																						
73																						
74																						
75																						
76																						
77																						
78																						
79																						
80																						
81																						
82																						
83																						
84																						
85																						
86																						
87																						
88																						
89																						
90																						
91																						
92																						
93																						
94																						
95																						
96																						
97																						
98																						
99																						
100																						
101																						
102																						
103																						
104																						
105																						
106																						
107																						
108																						
109																						
110																						
111																						
112																						
113																						
114																						
115																						
116																						
117																						
118																						
119				</																		



















前 承

罪 名

犯罪人ナルヲ知テ藏匿シ及隠避ス  
 他人ノ罪ヲ免カレシメメンヲ圖リ其罪證ト爲ル可キ物件ヲ隠蔽ス  
 監視ニ附セラレタル者其規則ニ違背ス  
 私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ製造シ或ハ販賣ス  
 銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ所有ス  
 道路橋梁河港港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス  
 偽計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ阻止ス  
 電信ノ機柱柱木ヲ損壞シ及條線ヲ切斷シテ電報ヲ不通ニ致ス  
 書留故ナク人ノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル  
 夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル  
 官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス  
 官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盗取ス  
 伊幣ヲ收受スル後偽造變造ナルヲ知テ行使ス  
 書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ及其實印ヲ使用ス

已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス  
 私印ヲ偽造シテ行使ス  
 他人ノ印紙ヲ盗用ス  
 私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス  
 免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス  
 免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス  
 免狀鑑札及疾病鑑書ヲ増減變換シテ行使ス  
 被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス  
 被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス  
 民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス  
 定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス  
 定規ヲ増減シタル度量衡ヲ使用シテ利ヲ得ル  
 官署ニ對シ屬籍身分氏名年齒職業ヲ詐稱ス

罪 名	性別	宥 恕 減 輕			自 首 減 輕			酌 量 減 輕		
		禁錮	罰金	計	禁錮	罰金	計	禁錮	罰金	計
犯罪人ナルヲ知テ藏匿シ及隠避ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
他人ノ罪ヲ免カレシメメンヲ圖リ其罪證ト爲ル可キ物件ヲ隠蔽ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
監視ニ附セラレタル者其規則ニ違背ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ製造シ或ハ販賣ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ所有ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
道路橋梁河港港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
偽計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ阻止ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
電信ノ機柱柱木ヲ損壞シ及條線ヲ切斷シテ電報ヲ不通ニ致ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
書留故ナク人ノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盗取ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
伊幣ヲ收受スル後偽造變造ナルヲ知テ行使ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ及其實印ヲ使用ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
私印ヲ偽造シテ行使ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
他人ノ印紙ヲ盗用ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
免狀鑑札及疾病鑑書ヲ増減變換シテ行使ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ使用シテ利ヲ得ル	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官署ニ對シ屬籍身分氏名年齒職業ヲ詐稱ス	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一







罪 名

八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄ス  
 十二歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス  
 二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス  
 十二歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス  
 十二歳ニ滿サル男女ニ對シテ暴行ヲ以テ報復ノ所行ヲ爲ス  
 姦通  
 配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲ス  
 不實ノ事ヲ以テ人ヲ誑告ス  
 惡事秘行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス  
 祖父母父母ヲ毆打創傷ス  
 祖父母父母ヲ遺ニ廢棄ス  
 人ノ所有物ヲ竊取ス  
 家屋其他ノ建造物外ニ於テ其額額五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス

員 全	宥 減 輕			自 首 減 輕			酌 量 減 輕		
	禁 錮	重 輕	罰 金	禁 錮	重 輕	罰 金	禁 錮	重 輕	罰 金
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

水火災災及其他ノ變ニ乘レ人ノ所有物ヲ竊取ス  
 門戶鑿壁ヲ踰越損壞シ及領給ヲ開キ邸宅倉庫ニ入り物件ヲ竊取ス  
 典物トシテ他人ニ交付シ及官ノ看守ニ係ル自己ノ物品ヲ竊取ス  
 田野ニ於テ穀類菜葉及其他ノ產物ヲ竊取ス  
 田野ニ於テ其額額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス  
 山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス  
 山林川澤池沼湖海ニ於テ其額額五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス  
 收獲ニ於テ收畜ノ獸類ヲ竊取ス  
 遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス  
 他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隱匿ス  
 家資分散ノ際其財產ヲ藏匿脱漏シ及虛偽ノ負債ヲ增加ス  
 人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證券類ヲ取得ス  
 幼者ノ知慮淺薄及人ノ精神錯亂レタルニ乘レ財物或ハ證券類ヲ欺罔シテ取得ス  
 他人ノ動産ヲ買取シテ販賣交換レ及抵當典物トシテ或ハ自己ノ不動産ヲ重價當典物ト爲ス

員 全	宥 減 輕			自 首 減 輕			酌 量 減 輕		
	禁 錮	重 輕	罰 金	禁 錮	重 輕	罰 金	禁 錮	重 輕	罰 金
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計







































廳名	全 員		宥 恕 減 輕			自 首 減 輕			酌 量 減 輕		
	男	女	禁錮	罰金	計	禁錮	罰金	計	禁錮	罰金	計
大館支部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本莊	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能代	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大曲	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横手	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯澤	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
以上官城控訴院管内、合計	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八戸支部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野邊地	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弘前	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五所川原	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八戸	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江差	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
壽都	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦幌	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増毛	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩内	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稚内	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
根室	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚岸	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
以上函館控訴院管内、合計	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
總 計	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



表一十三第款一第部二第

犯再ルス對ニ名罪

罪名	前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度数							
	無期	懲役	禁錮	罰金	拘留	計	一度	二度	三度	四度	五度以上	計
官吏ニ抗拒ス												
官吏ヲ毆打創傷ス												
官吏ヲ侮辱ス												
已決ノ囚徒逃走ス												
未決ノ囚徒逃走ス												
囚徒ノ逃走ニシテハ逃去ノ功績アリ												
犯罪人ナルヲ知テ藏匿シ及隠避ス												
監視ニ附セラレタル者其規則ニ違背ス												
私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破裂物ノ物品ヲ製造シ或ハ販賣ス												
銃砲彈藥及其他破裂物ノ物品ヲ所有ス												
道路橋梁河溝溝渠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス												
偽計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ阻止ス												
書簡故ナク人ノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル												
夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル												

1100

罪名	前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度数							
	無期	懲役	禁錮	罰金	拘留	計	一度	二度	三度	四度	五度以上	計
官署ノ虞分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス												
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盗取ス												
貨幣ヲ取受スル假偽造造ナルヲ知テ行使ス												
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス												
私印ヲ偽造シテ行使ス												
他人ノ印影ヲ盗用ス												
私書ヲ偽造シ及消滅變換シテ行使ス												
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス												
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ク												
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減變換シテ行使ス												
被害人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス												
被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス												
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス												
賄賂其他ノ方法ヲ以テ人ニ買収シ偽證及詐偽ノ鑑定通事ヲ爲サシム												
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス												
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ使用シテ利ヲ得ル												
官署ニ對シ屬籍身分氏名年齒職業ヲ詐稱ス												
官職位階ヲ詐稱シ及官ノ服飾徽章或ハ内外國ノ勳章ヲ借用ス												

1101



前 承

罪 名	前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度數
	禁錮	罰金	禁錮	罰金	
賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ及賄賂ヲ受ケテ投票ヲ爲ス	1	1	1	1	1
阿片煙及吸食ノ器具ヲ所有シ或ハ受寄ス	1	1	1	1	1
人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢ス	1	1	1	1	1
官許ヲ得スレテ醫業ヲ爲ス	1	1	1	1	1
風俗ヲ害スル冊子圖書及其他假裝ノ物品ヲ公然陳列シ或ハ販賣ス	1	1	1	1	1
賭場ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招給ス	1	1	1	1	1
財物ヲ賭シ現ニ賭興ヲ爲シ及其情ヲ知テ房屋ヲ給與ス	1	1	1	1	1
財物ヲ賭シシテ利益ヲ僥倖スル業ヲ興行ス	1	1	1	1	1
埋葬ス可キ死屍ヲ毀棄ス	1	1	1	1	1
墳墓ヲ發掘シ棺槨及死屍ヲ見ハス	1	1	1	1	1
偽計及威力ヲ以テ段工ノ業ヲ妨害ス	1	1	1	1	1
人ヲ毆打倒傷シ因テ癡疾ニ致ス	1	1	1	1	1
孫ノ謀テ人ヲ毆打倒傷シ因テ癡疾ニ致ス	1	1	1	1	1
人ヲ毆打倒傷ス	1	1	1	1	1

罪 名	前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係ル處刑ノ度數
	禁錮	罰金	禁錮	罰金	
孫ノ謀テ人ヲ毆打倒傷ス	1	1	1	1	1
毆打ニ因リ他人ヲ倒傷ス	1	1	1	1	1
健康ヲ害スヘキ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦セシム	1	1	1	1	1
本夫妻夫婦ヲ毆打倒傷ス	1	1	1	1	1
過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス	1	1	1	1	1
過失ニ因テ人ヲ倒傷シ癡疾ニ致ス	1	1	1	1	1
過失ニ因テ人ヲ倒傷ス	1	1	1	1	1
人ヲ殺害シテ自殺セシメ及獨逸ヲ受ケ自殺人ノ爲メニ手ヲ下ス	1	1	1	1	1
二人ヲ逮捕シ及私禁ニ監禁ス	1	1	1	1	1
人ヲ殺害シテ及人ノ住居シタル家屋ニ放火セシム	1	1	1	1	1
毆打倒傷及其他暴行ヲ加ヘント脅迫ス	1	1	1	1	1
墮胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎ス	1	1	1	1	1
藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシム	1	1	1	1	1
因テ婦女ヲ死ニ致ス	1	1	1	1	1
墮胎ノ婦女ナルヲ知テ毆打其他暴行ヲ加ヘ因テ墮胎セシム	1	1	1	1	1
八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄ス	1	1	1	1	1



前 承

罪 名	前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係リ處刑ノ度数
	無期	徒刑	禁錮	罰金	
二十歳ニ滿サル幼若ク略取或ハ誘拐ス					
十二歳ニ滿サル幼若ク強姦シ或ハ強姦シテ其ノ上ニ強姦ス					
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ媒合ス					
毒通					
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲ス					
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告ス					
惡事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹謗ス					
死者ヲ誹謗ス					
祖父母父母ヲ毆打創傷ス					
祖父母父母ヲ脅迫ス					
祖父母父母ニ對シテ衣食ヲ供給セス及其他必要ナル奉養ヲ缺ク					
人ノ所有物ヲ竊取ス					
家屋其他ノ建造物外ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス					

罪 名	前ニ受ケシ刑		再犯ニ因テ科シタル刑		再犯ニ係リ處刑ノ度数
	無期	徒刑	禁錮	罰金	
水火災災及其他ノ變ニ乘レ人ノ所有物ヲ竊取ス					
門戶鑿壁ヲ踰越損壞シ及領給ヲ開キ郵便倉庫ニ入り物件ヲ竊取ス					
田野ニ於テ穀類菜果及其他ノ產物ヲ竊取ス					
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス					
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス					
山林川澤池沼湖海ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス					
牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取ス					
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス					
他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隠匿ス					
家資分帳ノ際其財産ヲ欺匿脱漏シ及虛偽ノ負債ヲ增加ス					
人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證券類ヲ竊取ス					
幼若ク知能減退人ノ精神病シタルニ乘リ財物或ハ印章類ヲ竊取ス					
幼若ク知能減退人ノ精神病シタルニ乘リ財物或ハ印章類ヲ竊取ス					
他人ノ財物ヲ竊取ス					
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消ス					
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ竊取携帶シ或ハ其他詐欺ノ所爲アルモノ					



















































前 承

罪 名	刑 言 渡 度 計						
	一 度	二 度	三 度	四 度	五 度	六 度	七 度 以 上
重傷ヲ犯スニ便利ナル爲メ及已ニ犯シテ其罪ヲ免カル、爲メ人ヲ毆打シテ傷ス	四	-	-	-	-	-	四
毆打ニ因リ他人ヲ創傷ス	二	-	-	-	-	-	二
健康ヲ害スヘキ物品ヲ施用シテ人ヲ痛苦セシム	二	-	-	-	-	-	二
本夫妻夫婦ヲ毆打シテ傷ス	二	-	-	-	-	-	二
過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス	一四〇	〇	-	-	-	-	一四〇
過失ニ因テ人ヲ創傷シテ癱瘓ニ致ス	二八	-	-	-	-	-	二八
過失ニ因テ人ヲ創傷ス	二九五	-	-	-	-	-	二九五
過失ニ因テ人ヲ創傷ス	二九	-	-	-	-	-	二九
人ヲ殺シテ自殺セシメ及獨純ヲ受ケ自殺人ノ爲メニ手ヲ下ス	二六	-	-	-	-	-	二六
擅ニ人ヲ逮捕シ及私家ニ監禁ス	二九	-	-	-	-	-	二九
擅ニ人ヲ監禁制錮シテ毆打拷問シ及飲食衣服ヲ除去シ或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ施ス	四	〇	-	-	-	-	四
擅ニ人ヲ監禁制錮シテ毆打拷問シ飲食衣服ヲ除去シ或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ施シテ人ヲ疾病死傷ニ致ス	一	-	-	-	-	-	一
人ヲ殺シテ及人ノ住居シタル家屋ニ放火セシム	一五七	-	-	-	-	-	一五七
毆打創傷及其他暴行ヲ加ヘント脅迫ス	九	-	-	-	-	-	九
懐胎ノ婦女胎物其他ノ方法ヲ以テ墮胎ス	三九	-	-	-	-	-	三九

罪 名	刑 言 渡 度 計						
	一 度	二 度	三 度	四 度	五 度	六 度	七 度 以 上
胎物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシム	六〇	三	-	-	-	-	六三
胎物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシメ因テ婦女ヲ死ニ致ス	五	-	-	-	-	-	五
懐胎ノ婦女ナルヲ知テ毆打其他暴行ヲ加ヘ因テ墮胎セシム	三	-	-	-	-	-	三
八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄ス	三	-	-	-	-	-	三
八歳ニ滿サル幼者及老疾者ヲ家園無入ノ地ニ遺棄ス	一	-	-	-	-	-	一
十二歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス	二	-	-	-	-	-	二
二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス	三	-	-	-	-	-	三
十二歳ニ滿サル幼者ニ對シテ暴行脅迫ヲ以テ殺傷ノ所行ヲ爲ス	三	-	-	-	-	-	三
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勧誘シテ媒合ス	三	-	-	-	-	-	三
竊盜	九八	一	-	-	-	-	九九
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲ス	二六	一	-	-	-	-	二七
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告ス	七	-	-	-	-	-	七
悪事隠行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀ス	二	-	-	-	-	-	二
死者ヲ誹毀ス	二	-	-	-	-	-	二



前 承

罪 名	刑 言 渡 度							計
	一 度	二 度	三 度	四 度	五 度	六 度	七 度 以上	
祖父母父母ヲ毆打創傷ス	六三	二七	二	一	一	一	一	九六
祖父母父母ヲ脅迫ス	三	二	一	一	一	一	一	三
祖父母父母ニ對シ衣食ヲ供給セス及其他必要ナル泰養ヲ欠ク	八	二	一	一	一	一	一	三
人ノ所有物ヲ竊取ス	一五九一七	四八九九	一三三三	一〇〇〇	一〇〇	七六五	一〇八四	二六七一
家屋其他ノ建造物外ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル入ノ所有物ヲ竊取ス	五二六	一六〇一	一〇〇	一〇〇	六七	九〇	四二	四四七
水火震災及其他ノ變ニ乘シ入ノ所有物ヲ竊取ス	二〇〇	二七	九	一	一	一	一	二〇
門戶牆壁ヲ踰越損壞シ及鎖鑰ヲ開キ邸宅倉庫ニ入り物件ヲ竊取ス	三三九	一五三二	一〇〇一	六六八	四〇	二九	六三七	七九〇
典物トシテ他人ニ交付シ及官ノ看守ニ係ル自己ノ物品ヲ竊取ス	二二	二	一	一	一	一	一	二
田野ニ於テ穀類菜葉及其他ノ產物ヲ竊取ス	六七	二	一	一	一	一	一	九二
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	一四〇	二七五	九	七	二	一	一	二九六
山林ノ竹木穀物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス	五二八	八七	一六	六	九	二	一	六三二

罪 名	刑 言 渡 度							計
	一 度	二 度	三 度	四 度	五 度	六 度	七 度 以上	
山林川澤池沼湖海ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	九三八	二一五	三〇	一	一	一	一	一二一
牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取ス	一一	三	一	一	一	一	一	四
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス	一六四八	一八七	三	三	一	一	一	一九二九
他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隱匿ス	二九七	二	一	一	一	一	一	三二四
家資分數ノ際其財產ヲ裁匪漏漏シ及産偽ノ負債ヲ増加ス	二九	二	一	一	一	一	一	三二
入ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證券類ヲ騙取ス	四九六五	一五六一	六九四	二七	一	一	一	八〇〇
幼者ノ知能淺薄及人ノ精神錯亂シタルニ乘シテ財物或ハ證券類ヲ授與セシム	一三	四	一	一	一	一	一	一八
物件ヲ販賣シ及交換スルニ當リ其物價ヲ變シ或ハ分置ヲ偽テ入ニ交付ス	一〇	一	一	一	一	一	一	一
他人ノ動産ヲ冒認シテ販賣交換シ及當典物トシテ或ハ自己ノ不動産ヲ重擔當典物ト爲ス	二六二	五三	一五	一	一	一	一	三三七
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消ス	一三二	二六二	七八	一	一	一	一	一七五
受寄ノ財物借用物及典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ騙取携帶シ或ハ其他詐欺ノ所爲アルモノ	一〇五	二〇	八	一	一	一	一	一八六
官署ヨリ送押タル自己ノ物件ヲ裁匪漏漏ス	六	二	一	一	一	一	一	三
強盜強盗ノ贓物ナルコトヲ知テ受ケ及寄附故買レ或ハ牙保ヲ爲ス	一七二	三三	三	二	一	一	一	二二二



表四十三第款二第部二第 28  
 族種及齡年ルス對ニ名罪

罪名	言渡區分		被 告 人 犯 時 ノ 年 齡								被 告 人 ノ 種 族					
	許 免	刑	滿 未 年 二 十	未 六 上 年 十 二	未 十 上 年 十 六	未 十 上 年 二 十	未 十 上 年 三 十	未 十 上 年 四 十	未 十 上 年 五 十	上 以 年 十 六	ス 知 齡 年	計	華 族	士 族	平 民	詳 不 族 種
天皇ニ對シテ不敬ノ所爲アルモノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
官吏ニ抗拒ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
官吏ヲ毆打刺傷ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
官吏ヲ侮辱ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
已決ノ囚徒逃走ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未決ノ囚徒逃走ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器及其他ノ器 具ヲ給與シ或ハ逃走ノ方法ヲ指示ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
囚徒ヲ看守シ及護送者囚徒ヲ逃走セシム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

二三五

前 承

罪名	刑 度		言 渡 區 分								被 告 人 ノ 種 族					
	一 度	二 度	三 度	四 度	五 度	六 度	七 度	計	華 族	士 族	平 民	詳 不 族 種				
詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナル ヲ知テ受ケ及寄託故買シ或ハ牙保ヲ爲 ス	二六二	四九	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス	一〇〇	五六五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火藥其他發火ス可キ物品及煤氣并蒸氣罐 ヲ破裂セシメテ人ノ家屋財産ヲ毀壞ス 堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水 利ヲ妨害ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス	二九五	五〇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人ノ家屋ニ屬スル櫺壁及圍池ノ裝飾或ハ 田圃ノ築圍收場ノ柵欄ヲ毀壞ス	三〇	一一	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人ノ稼穡竹木及其他需用ノ植物ヲ毀損ス	一八八	五	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土地ノ境界ヲ表シタル物件ヲ毀壞シ及移 轉ス	七	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人ノ器物ヲ毀棄ス	五七八	一〇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人ノ牛馬ヲ殺ス	一一	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人ノ家畜ヲ殺ス	三三	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅盡 ス	二九	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
計	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

二三四



罪名

看守及護送者解怠ニヨリ囚徒ノ逃走ヲ覺  
 犯罪ナルヲ知テ救匿シ及隠避ス  
 他人ノ罪ヲ免カレシメンヲ圖リ其罪證  
 ト爲ル可キ物件ヲ隠蔽ス  
 監視ニ附セラレタル者其規則ニ違背ス  
 私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品  
 ヲ製造シ或ハ販賣ス  
 銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ所有ス  
 道路橋梁河海港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害  
 ス  
 偽計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ  
 阻止ス  
 電信ノ器械柱木ヲ損壞シ及條線ヲ切斷シ  
 テ電報ヲ不通ニ致ス  
 書簡故ナク人ノ住居ノ郵便宅及人ノ看  
 守スル建造物ニ入ル  
 夜間故ナク人ノ住居ノ郵便宅及人ノ看  
 守スル建造物ニ入ル  
 官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス  
 官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盜取ス

看守者解怠ニヨリ封印ヲ破棄シ其物件  
 ヲ盜取毀壞スル犯人アルコトヲ知ラス  
 假兵免役ヲ圖ル  
 貨幣ヲ收受スル假偽造變造ナルヲ知テ  
 行使ス  
 書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽  
 造シ其印ヲ使用ス  
 官署ノ封印ナル各種ノ印紙及郵便切手ヲ  
 再貼用ス  
 已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ  
 私印ヲ偽造シテ行使ス  
 他人ノ印影ヲ盗用ス  
 私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス  
 免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス  
 詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受リ  
 疾病證書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使シ  
 或ハ醫師寫托ヲ受ケ詐偽ノ證書ヲ造ル  
 免狀鑑札及疾病證書ヲ増減變換シテ行使  
 ス  
 被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス

罪名	言渡區分	被告人数	犯時ノ年	被告ノ種族
看守及護送者解怠ニヨリ囚徒ノ逃走ヲ覺	新免罪無	10	未六上年十	華士
犯罪ナルヲ知テ救匿シ及隠避ス	渡言ノ刑	10	未六上年十	華士
他人ノ罪ヲ免カレシメンヲ圖リ其罪證ト爲ル可キ物件ヲ隠蔽ス	計	10	未六上年十	華士
監視ニ附セラレタル者其規則ニ違背ス		10	未六上年十	華士
私ニ軍用ノ銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ製造シ或ハ販賣ス		10	未六上年十	華士
銃砲彈藥及其他破裂質ノ物品ヲ所有ス		10	未六上年十	華士
道路橋梁河海港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害ス		10	未六上年十	華士
偽計及威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ或ハ之ヲ阻止ス		10	未六上年十	華士
電信ノ器械柱木ヲ損壞シ及條線ヲ切斷シテ電報ヲ不通ニ致ス		10	未六上年十	華士
書簡故ナク人ノ住居ノ郵便宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル		10	未六上年十	華士
夜間故ナク人ノ住居ノ郵便宅及人ノ看守スル建造物ニ入ル		10	未六上年十	華士
官署ノ處分ニ因リ施シタル封印ヲ破棄ス		10	未六上年十	華士
官ノ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盜取ス		10	未六上年十	華士
看守者解怠ニヨリ封印ヲ破棄シ其物件ヲ盜取毀壞スル犯人アルコトヲ知ラス		10	未六上年十	華士
假兵免役ヲ圖ル		10	未六上年十	華士
貨幣ヲ收受スル假偽造變造ナルヲ知テ行使ス		10	未六上年十	華士
書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ其印ヲ使用ス		10	未六上年十	華士
官署ノ封印ナル各種ノ印紙及郵便切手ヲ再貼用ス		10	未六上年十	華士
已ニ貼用シタル各種ノ印紙及郵便切手ヲ私印ヲ偽造シテ行使ス		10	未六上年十	華士
他人ノ印影ヲ盗用ス		10	未六上年十	華士
私書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使ス		10	未六上年十	華士
免狀鑑札ヲ偽造シテ行使ス		10	未六上年十	華士
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受リ		10	未六上年十	華士
疾病證書ヲ偽造シ及増減變換シテ行使シ或ハ醫師寫托ヲ受ケ詐偽ノ證書ヲ造ル		10	未六上年十	華士
免狀鑑札及疾病證書ヲ増減變換シテ行使ス		10	未六上年十	華士
被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス		10	未六上年十	華士
計		10	未六上年十	華士
族華		10	未六上年十	華士
族士		10	未六上年十	華士
民平		10	未六上年十	華士
詳不族種		10	未六上年十	華士
計		10	未六上年十	華士



前 承

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 の 年 齡							被 告 人 の 種 族					
	無 罪 免 訴	刑 罰 言 渡	計	未 滿 十 年	十 年 以 上 未 滿 十 二 年	十 二 年 以 上 未 滿 十 六 年	十 六 年 以 上 未 滿 十 八 年	十 八 年 以 上 未 滿 十 九 年	十 九 年 以 上 未 滿 二 十 年	二 十 年 以 上 未 滿 二 十 二 年	二 十 二 年 以 上 未 滿 二 十 四 年	二 十 四 年 以 上 未 滿 二 十 六 年	二 十 六 年 以 上 未 滿 二 十 八 年	二 十 八 年 以 上 未 滿 三 十 年	計
被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲ス															
民事商事及行政裁判ニ關シ偽證ヲ爲ス															
賭博其他ノ方法ヲ以テ人ニ騙シテ偽證及 詐僞ノ鑑定通事ヲ爲サシム															
度量衡ヲ偽造シ及變造シテ販賣ス															
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有ス															
定規ヲ増減シタル度量衡ヲ使用シテ利ヲ 得ル															
官署ニ對シ屬籍身分氏名年齢職業ヲ詐稱 ス															
官職位階ヲ詐稱シ及官ノ服飾徽章或ハ内 外國ノ勳章ヲ僭用ス															
公選ノ投票ヲ偽造シ及其次ヲ増減ス															
賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ及賄賂ヲ受ケ テ投票ヲ爲ス															
投票ヲ検査シ及其次ヲ計算スル者其投票 ヲ偽造シ或ハ増減ス															
調査ヲ作リ投票ノ結果ヲ報告スル者其欺 ヲ増減シ其他詐僞ノ所爲アルモノ															
阿片煙ヲ吸食ス															
阿片煙及吸食ノ器具ヲ所有シ或ハ受寄ス															

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 の 年 齡							被 告 人 の 種 族					
	無 罪 免 訴	刑 罰 言 渡	計	未 滿 十 年	十 年 以 上 未 滿 十 二 年	十 二 年 以 上 未 滿 十 六 年	十 六 年 以 上 未 滿 十 八 年	十 八 年 以 上 未 滿 十 九 年	十 九 年 以 上 未 滿 二 十 年	二 十 年 以 上 未 滿 二 十 二 年	二 十 二 年 以 上 未 滿 二 十 四 年	二 十 四 年 以 上 未 滿 二 十 六 年	二 十 六 年 以 上 未 滿 二 十 八 年	二 十 八 年 以 上 未 滿 三 十 年	計
入ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢ス															
入ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ用ヒテ水質ヲ 變シ或ハ毒取セシム															
歌類ノ傳染流行ノ際豫防規則ニ違背シ テ歌類ヲ他所ニ出ス															
入ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混和 シテ販賣ス															
規則ニ違背シ毒藥劑類ヲ販賣ス															
官許ヲ得ズシテ醫藥ヲ爲ス															
公然猥褻ノ所行ヲ爲ス															
風俗ヲ害スル冊子圖書及其他標本ノ物品 ヲ公然陳列シ或ハ販賣ス															
賭場ヲ開張シテ利ヲ圖リ及博徒ヲ招結ス															
財物ヲ賭シ現ニ博奕ヲ爲シ及其情ヲ知テ 房屋ヲ給與ス															
財物ヲ賭集シ當額ヲ以テ利益ヲ俵俸スル 業ヲ興行ス															
神佛祠堂所其他禮拜所ニ對シ公然不敬 ノ所爲ヲナシ及説教或ハ禮拜ヲ妨害ス															
埋葬スヘキ死屍ヲ毀棄ス															
墳墓ヲ發掘シ棺柩及死屍ヲ見ハス															
墳墓ヲ發掘シ因テ死屍ヲ毀棄ス															



罪 名

偽計及威力ヲ以テ殺類其他衆人ノ需用ニ  
 欠リ可ラサル食用物ノ賣買ヲ妨害ス  
 偽計及威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害ス  
 官吏ノ屬吏ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ反聽許  
 ス  
 裁判官檢察官警察官吏刑部ノ裁判ニ關シテ  
 賄賂ヲ收受シ及之ヲ聽許ス  
 裁判官檢察官警察官吏刑部ノ裁判ニ關シテ  
 賄賂ヲ收受シ及之ヲ聽許ス  
 入ヲ毆打創傷シ因テ癡疾ニ致ス  
 強ノ謀テ人ヲ毆打創傷シ因テ癡疾ニ致ス  
 本夫妻姦淫ヲ毆打創傷シ因テ癡疾ニ致  
 ス  
 入ヲ毆打創傷ス  
 強ノ謀テ人ヲ毆打創傷ス  
 重輕罪ヲ犯スニ便利ナル爲メ及已ニ犯  
 テ其罪ヲ免カレ、爲メ人ヲ毆打創傷ス  
 毆打ニ因リ他人ヲ創傷ス  
 健康ヲ害スヘキ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦  
 セシム  
 本夫妻姦淫ヲ毆打創傷ス  
 過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス

言渡區分	無罪	刑罰	計
滿未年二十			
未六上年十			
滿年十以上二			
未十上年十			
滿年二十以上六			
未十上年二			
滿年三以上十			
未十上年三			
滿年四以上十			
未十上年四			
滿年五以上十			
未十上年五			
滿年六以上十			
上以年十六			
スレ知齡年			
計			
被 告 人 犯 時 年 齡			
華 族			
士 族			
平 民			
被 告 人 種 族			
種 不 族 粒			
計			

過失ニ因テ人ヲ創傷シ癡疾ニ致ス  
 過失ニ因テ人ヲ創傷ス  
 入ヲ毆打シテ自殺セシメ及囑託ヲ受ケ自  
 殺人ノ爲メニ手ヲ下ス  
 擅ニ入ヲ逮捕シ及私家ニ監禁ス  
 擅ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打擄奪シ及飲食  
 衣服ヲ屏去シ或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ施ス  
 擅ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打擄奪シ及飲食  
 衣服ヲ屏去シ或ハ其他苛酷ノ所爲ヲ施シ  
 因テ疾病死傷ニ致ス  
 人ヲ殺サントシ及人ノ住居シタル家屋ニ  
 放火セシム  
 毆打創傷及其他暴行ヲ加ヘント脅迫ス  
 懷胎ノ婦女雜物其他ノ方法ヲ以テ墮胎ス  
 雜物其他ノ方法ヲ以テ墮胎セシム  
 懷胎ノ婦女ナルヲ知テ毆打其他暴行ヲ  
 加ヘ因テ墮胎セシム  
 懷胎ノ婦女ナルヲ知テ毆打其他暴行ヲ  
 加ヘ因テ墮胎セシム  
 八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄ス  
 八歳ニ滿サル幼者及老疾者ヲ家閭無人ノ  
 地ニ遺棄ス

言渡區分	無罪	刑罰	計
滿未年二十			
未六上年十			
滿年十以上二			
未十上年十			
滿年二十以上六			
未十上年二			
滿年三以上十			
未十上年三			
滿年四以上十			
未十上年四			
滿年五以上十			
未十上年五			
滿年六以上十			
上以年十六			
スレ知齡年			
計			
被 告 人 犯 時 年 齡			
華 族			
士 族			
平 民			
被 告 人 種 族			
種 不 族 粒			
計			



前 承

罪 名	言渡區分		被 告 人 犯 時 / 年 齡							被 告 人 / 種 族									
	許 免 罪 無	渡 言 / 刑	計	滿 未 年 二 十	未 六 上 年 十 二	未 十 上 年 十 六	未 十 上 年 二 十	未 十 上 年 三 滿 年 四 以 十	未 十 上 年 四 滿 年 五 以 十	未 十 上 年 五 滿 年 六 以 十	上 以 年 十 六	× 知 齡 年	計	族 華	族 士	民 平	詳 不 族 種	計	
十二歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス...																			
二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス...																			
十二歳ニ滿サル男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ殺傷ノ所行ヲ爲ス																			
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ働カシメ合ス																			
毒通																			
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲ス																			
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告ス																			
惡事現行ヲ捕登レテ人ヲ誹毀ス																			
死者ヲ誹毀ス																			
祖父母父母ヲ毆打創傷ス																			

罪 名	言渡區分		被 告 人 犯 時 / 年 齡							被 告 人 / 種 族									
	許 免 罪 無	渡 言 / 刑	計	滿 未 年 二 十	未 六 上 年 十 二	未 十 上 年 十 六	未 十 上 年 二 十	未 十 上 年 三 滿 年 四 以 十	未 十 上 年 四 滿 年 五 以 十	未 十 上 年 五 滿 年 六 以 十	上 以 年 十 六	× 知 齡 年	計	族 華	族 士	民 平	詳 不 族 種	計	
豫メ謀テ祖父母父母ヲ毆打創傷ス																			
祖父母父母ヲ脅迫ス																			
祖父母父母ニ對シ衣食ヲ供給セス及其他必要ナル奉養ヲ欠ク																			
人ノ所有物ヲ竊取ス																			
家屋其他ノ建造物外ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス																			
水災震災及其他ノ變ニ乘リ人ノ所有物ヲ竊取ス																			
門戶竊盜ヲ踰越損壞シ及銀錢ヲ開キ貯金倉庫ニ入り物件ヲ竊取ス																			
其物トシテ他人ニ交付シ及官ノ看守ニ係ル自己ノ物品ヲ竊取ス																			
田野ニ於テ穀類菜蔬及其他ノ產物ヲ竊取ス																			
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス																			
山林ノ竹木礦物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス																			
山林ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス																			
牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取ス																			



前 承

罪 名	言 渡 區 分		被 告 人 犯 時 の 年 齡							被 告 人 の 種 族						
	無 罪 免 許	刑 罰 言 渡	計	未 滿 二 十 年	十 五 年 以 上 未 滿 六 十 年	十 六 年 以 上 未 滿 二 十 年	十 年 以 上 未 滿 三 十 年	十 三 年 以 上 未 滿 十 五 年	十 四 年 以 上 未 滿 十 年	十 五 年 以 上 未 滿 十 六 年	計	華 族	士 族	平 民	種 族 不 詳	計
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隠匿ス																
他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隠匿ス																
家資分擔ノ際其財產ヲ濫取脱漏シ及虛偽ノ負債ヲ増加ス																
入ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證券類ヲ騙取ス																
幼者ノ知慮淺薄及人ノ精神錯亂シタルニ乘シテ財物或ハ證券類ヲ攫取セシム																
物件ヲ販賣シ及交換スルニ當リ其物價ヲ變シ或ハ分量ヲ偽テ人ニ交付ス																
他人ノ動産ヲ冒認シテ販賣交換シ及他物トナシ或ハ自己ノ動産ヲ重價賣與物ト爲ス																
受寄ノ財物借用品及異物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ背消ス																
受寄ノ財物借用品及異物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ騙取携帶シ或ハ其他詐欺ノ所爲アルモノ																
官署ヨリ差押タル自己ノ物件ヲ濫取脱漏ス																
強盜竊ノ贓物ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ寄保ヲ爲ス																
詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買シ或ハ寄保ヲ爲ス																
火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬ス																
火ヲ放テ人ノ家屋ヲ燒燬ス																
大規模其地境界ノ可及及他種非違建築ヲ設ケシタルノ邊境附近ノ地境																
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞シ或ハ其他水利ヲ妨害ス																
人ノ家屋及其他ノ建造物ヲ毀壞ス																
人ノ家屋ニ屬スル牆壁及園池ノ裝飾或ハ田圃ノ樊園樹木ノ損傷ヲ毀壞ス																
人ノ採種竹木及其他需用ノ植物ヲ毀損ス																
土地ノ境界ヲ恣シタル物件ヲ毀壞シ及移轉ス																
人ノ器物ヲ毀壞ス																
人ノ牛馬ヲ殺ス																
人ノ家畜ヲ殺ス																
人ノ權利義務ニ關スル證券類ヲ毀壞滅失ス																
軍人現ニ軍務ニ服シ擅ニ其地ヲ離ル																
附隊兵或ハ豫備役備ノ軍籍ニ在ルモノ召集ノ期ニ復ル																























































前 承

罪 名	件 数		人 員		無 罪 免 管	禁 錮	罰 金	拘 料	懲 戒 附 加
	前 年	本 年	前 年	本 年					
官署ニ對シテ現ニ博奕ヲ爲シ 其情ヲ知テ房屋ヲ貸與ス	1	1	1	1					
時物ヲ贖シ現ニ博奕ヲ爲シ 及至其情ヲ知テ房屋ヲ貸與ス	1	1	1	1					
時物ヲ贖シ現ニ博奕ヲ爲シ 以テ利 益ヲ俵俸スル事ヲ興行ス	1	1	1	1					
埋葬ス可キ死屍ヲ毀棄ス	1	1	1	1					
官吏ノ屬下ヲ受ケ賄賂ヲ 收受シ及隠蔽ス	1	1	1	1					
度量衡ヲ偽造シ及變造シテ 販賣ス	1	1	1	1					
定規ヲ削減シテ度量衡ヲ 所有ス	1	1	1	1					
官署ニ對シテ屬新身分氏名年 齡職階ヲ詐稱ス	1	1	1	1					
公選ノ投票ヲ偽造シ及其數 ヲ削減ス	1	1	1	1					
阿片煙ヲ吸食ス	1	1	1	1					
入ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚 穢ス	1	1	1	1					
入ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ 飲食物ニ混和シテ販賣ス	1	1	1	1					
規則ニ違背シ毒藥劑ヲ販 賣ス	1	1	1	1					
官許ヲ得スレテ醫業ヲ爲ス	1	1	1	1					
賭博ヲ開張シテ利ヲ圖リ及 博徒ヲ招結ス	1	1	1	1					
他人ノ印影ヲ盗用ス	1	1	1	1					
私印ヲ偽造シテ行使ス	1	1	1	1					
已ニ貼用シタル各種ノ印紙 及郵便切手ヲ再貼用ス	1	1	1	1					
貨幣ヲ收受スル後偽造貨幣 ヲ用テ知テ行使ス	1	1	1	1					
私印ヲ偽造シテ行使ス	1	1	1	1					
他人ノ印影ヲ盗用ス	1	1	1	1					
私書ヲ偽造シ及削減變換シ テ行使ス	1	1	1	1					
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀發給 ヲ受ケ	1	1	1	1					
被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證 ヲ爲ス	1	1	1	1					
被告人ヲ陪審スル爲メ偽證 ヲ爲ス	1	1	1	1					
民事商事及行政裁判ニ關シ 偽證ヲ爲ス	1	1	1	1					

罪 名	件 数		人 員		無 罪 免 管	禁 錮	罰 金	拘 料	懲 戒 附 加
	前 年	本 年	前 年	本 年					
度量衡ヲ偽造シ及變造シテ 販賣ス	1	1	1	1					
定規ヲ削減シテ度量衡ヲ 所有ス	1	1	1	1					
官署ニ對シテ屬新身分氏名年 齡職階ヲ詐稱ス	1	1	1	1					
公選ノ投票ヲ偽造シ及其數 ヲ削減ス	1	1	1	1					
阿片煙ヲ吸食ス	1	1	1	1					
入ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚 穢ス	1	1	1	1					
入ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ 飲食物ニ混和シテ販賣ス	1	1	1	1					
規則ニ違背シ毒藥劑ヲ販 賣ス	1	1	1	1					
官許ヲ得スレテ醫業ヲ爲ス	1	1	1	1					
賭博ヲ開張シテ利ヲ圖リ及 博徒ヲ招結ス	1	1	1	1					
他人ノ印影ヲ盗用ス	1	1	1	1					
私印ヲ偽造シテ行使ス	1	1	1	1					
已ニ貼用シタル各種ノ印紙 及郵便切手ヲ再貼用ス	1	1	1	1					
貨幣ヲ收受スル後偽造貨幣 ヲ用テ知テ行使ス	1	1	1	1					
私印ヲ偽造シテ行使ス	1	1	1	1					
他人ノ印影ヲ盗用ス	1	1	1	1					
私書ヲ偽造シ及削減變換シ テ行使ス	1	1	1	1					
詐偽ノ所爲ヲ以テ免狀發給 ヲ受ケ	1	1	1	1					
被告人ヲ曲庇スル爲メ偽證 ヲ爲ス	1	1	1	1					
被告人ヲ陪審スル爲メ偽證 ヲ爲ス	1	1	1	1					
民事商事及行政裁判ニ關シ 偽證ヲ爲ス	1	1	1	1					



前 承

罪 名	件 数		人 員		無 罪 免 管 轄	言 渡 區 分		懲 罰 附 加
	前 年	本 年	前 年	本 年		禁 錮	罰 金	
人ヲ毆打創傷シ因テ癡疾ニ致ス	1	1	1	1				
孫ノ謀テ人ヲ毆打創傷シテ癡疾ニ致ス	1	1	1	1				
人ヲ毆打創傷ス	3	5	3	5				
孫ノ謀テ人ヲ毆打創傷ス	1	1	1	1				
人ヲ毆打創傷シテ死ニ致ス	1	1	1	1				
過失ニ因テ人ヲ死ニ致ス	1	1	1	1				
過失ニ因テ人ヲ創傷シ癡疾ニ致ス	1	1	1	1				
過失ニ因テ人ヲ創傷ス	1	1	1	1				
過失ニ因テ人ヲ創傷シ...	1	1	1	1				
人ヲ毆打シテ自傷シ...	1	1	1	1				
人ノ口ニ手ヲ下ス	1	1	1	1				
人ヲ毆打シテ及私家ニ毆打ス	1	1	1	1				
禁ス	1	1	1	1				
擅ニ人ヲ監禁制錮シテ毆打...	1	1	1	1				
持費シ及飲食衣服ヲ奪去シ...	1	1	1	1				
或ハ其他何物ノ所爲ヲ施ス	1	1	1	1				
八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄ス	1	1	1	1				
八歳ニ滿サル幼者ヲ略取...	1	1	1	1				
或ハ誘拐ス	1	1	1	1				
二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取...	1	1	1	1				
或ハ誘拐ス	1	1	1	1				
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行...	1	1	1	1				
ヲ樹テテ媒合ス	1	1	1	1				
姦通	1	1	1	1				
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲...	1	1	1	1				
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告ス	1	1	1	1				
惡事親行ヲ摘發シテ人ヲ誹...	1	1	1	1				
毀ス	1	1	1	1				
祖父母父母ヲ毆打創傷ス	1	1	1	1				
祖父母父母ヲ遺棄ス	1	1	1	1				

罪 名	件 数		人 員		無 罪 免 管 轄	言 渡 區 分		懲 罰 附 加
	前 年	本 年	前 年	本 年		禁 錮	罰 金	
懐胎ノ婦女他物其他ノ方法...	1	1	1	1				
以テ墮胎ス	1	1	1	1				
他物其他ノ方法ヲ以テ墮胎...	1	1	1	1				
セシム	1	1	1	1				
他物其他ノ方法ヲ以テ墮胎...	1	1	1	1				
セシム	1	1	1	1				
八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄ス	1	1	1	1				
八歳ニ滿サル幼者ヲ略取...	1	1	1	1				
或ハ誘拐ス	1	1	1	1				
二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取...	1	1	1	1				
或ハ誘拐ス	1	1	1	1				
十六歳ニ滿サル男女ノ淫行...	1	1	1	1				
ヲ樹テテ媒合ス	1	1	1	1				
姦通	1	1	1	1				
配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲...	1	1	1	1				
不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告ス	1	1	1	1				
惡事親行ヲ摘發シテ人ヲ誹...	1	1	1	1				
毀ス	1	1	1	1				
祖父母父母ヲ毆打創傷ス	1	1	1	1				
祖父母父母ヲ遺棄ス	1	1	1	1				



前 承

罪 名	年 前 年 本	件 計	人 員 計	無 罪 許 免 違 禁 管 轄 外 國 刑 罰 不 付 二 次 刑 罰	禁 錮		罰 金 拘 料	懲 罰 治 却 減 刑	監 獄 附 加 料
					重	輕			
入ノ所有物ヲ竊取ス	10	10	10						
家屋其他ノ建造物外ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル人ノ所有物ヲ竊取ス	10	10	10						
水火震災及其他ノ變ニ來シテ入ノ所有物ヲ竊取ス	10	10	10						
門戶鑿毀ヲ略取シ及價額ヲ損キ邸宅倉庫ニ入り物ヲ竊取ス	10	10	10						
田野ニ於テ穀類菜葉及其他ノ產物ヲ竊取ス	10	10	10						
田野ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	10	10	10						
山林ノ竹木廢物川澤池沼湖海ノ產物ヲ竊取ス	10	10	10						
山林川澤池沼湖海ニ於テ其贓額五圓ニ滿サル產物ヲ竊取ス	10	10	10						
牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取ス	10	10	10						
遺失及漂流物品ヲ拾得テ隱匿ス	10	10	10						

罪 名	年 前 年 本	件 計	人 員 計	無 罪 許 免 違 禁 管 轄 外 國 刑 罰 不 付 二 次 刑 罰	禁 錮		罰 金 拘 料	懲 罰 治 却 減 刑	監 獄 附 加 料
					重	輕			
他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隱匿ス	10	10	10						
入ヲ欺罔シ及偽喝シテ財物或ハ積蓄額ヲ竊取ス	10	10	10						
幼者ノ知慮淺薄及人ノ精神錯亂レタルニ乘リテ財物或ハ積蓄額ヲ投與セシム	10	10	10						
物件ヲ毀壞シ及變質スルニ當リ其贓額五圓ニ滿サルモノヲ竊取ス	10	10	10						
他人ノ所有物ヲ竊取ス	10	10	10						
官署ヨリ差押タル自己ノ物件ヲ竊取ス	10	10	10						
強盜ノ贓物ナルヲ知テ受ケ及寄藏故買レ成ハテ竊取ス	10	10	10						
火ヲ放テ人ノ住居ヲ燒燬ス	10	10	10						
火ヲ失シテ人ノ家屋ヲ燒燬ス	10	10	10						
堤防ヲ決潰シ及水閘ヲ毀壞レ成ハ其他水利ヲ妨害ス	10	10	10						















前 承

富山		金澤		福井		大津															
地	杉	高	富	高	地	七	小	金	七	地	小	敷	大	武	福	小	地	彦	大	彦	地
方	區	區	區	支	方	區	區	區	支	方	區	區	區	區	區	支	方	區	區	支	方
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88
89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110
111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132
133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154
155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176
177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198
199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220
221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242
243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264
265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286
287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308
309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330
331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352
353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374
375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396
397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418
419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440
441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462
463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484
485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506
507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528
529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550
551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572
573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594
595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616
617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638
639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660
661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682
683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704
705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726
727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748
749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770
771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792
793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814
815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836
837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858
859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880
881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902
903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924
925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946
947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968
969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990
991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012

岡山		神戶		五																		
五	高	岡	高	津	地	五	地	五	地	五	地	五	地	五	地	五	地	五	地	五	地	
區	區	區	區	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	
45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	
67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	
89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	
111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	
133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	
155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	
177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	
199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	
221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	
243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	
265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	
287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	
309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	
331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	
353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	
375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	
397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416			



前 承

廳名	前年		本年		計	無 罪 逃 避	禁 錮	罰 金	留 料	場 治	減 視	監 罰	沒 收	附 加
	男	女	男	女										
田邊支部	1	1	1	1	2									
和歌山區	1	1	1	1	2									
新宮區	1	1	1	1	2									
地務方	1	1	1	1	2									
關西區	1	1	1	1	2									
德島區	1	1	1	1	2									
川島區	1	1	1	1	2									
地務方	1	1	1	1	2									
中刺支部	1	1	1	1	2									
高知區	1	1	1	1	2									
安藝區	1	1	1	1	2									
須崎區	1	1	1	1	2									
中村區	1	1	1	1	2									
地務方	1	1	1	1	2									
光池支部	1	1	1	1	2									
高松區	1	1	1	1	2									
丸龜區	1	1	1	1	2									
計	10	10	10	10	20									

廳名	前年		本年		計	無 罪 逃 避	禁 錮	罰 金	留 料	場 治	減 視	監 罰	沒 收	附 加
	男	女	男	女										
地務方	1	1	1	1	2									
米子支部	1	1	1	1	2									
島取區	1	1	1	1	2									
倉吉區	1	1	1	1	2									
米子區	1	1	1	1	2									
計	10	10	10	10	20									
地務方	1	1	1	1	2									
岡崎支部	1	1	1	1	2									
名古屋區	1	1	1	1	2									
一宮區	1	1	1	1	2									
半田區	1	1	1	1	2									
岡崎區	1	1	1	1	2									
西尾區	1	1	1	1	2									
豐橋區	1	1	1	1	2									
地務方	1	1	1	1	2									
四日市支部	1	1	1	1	2									
上野支部	1	1	1	1	2									
山田支部	1	1	1	1	2									
安濃津區	1	1	1	1	2									
松坂區	1	1	1	1	2									
四日市區	1	1	1	1	2									
上野區	1	1	1	1	2									
山田區	1	1	1	1	2									
計	10	10	10	10	20									



















表十四第款四第部二第  
分區渡言ルス對ニ條各ノ犯違則規諸ル係ニ判裁席對

租稅		證券印紙規則		所得稅法		煙草稅則		香煙草專賣法		稅關法	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

前承

廳名	前承										總計
	地	禮	浦	禮	小	禮	禮	禮	禮	禮	
前年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
本年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
計	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
無罪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
管轄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
禁錮	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
罰金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
拘留	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
治	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
監罰	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
沒收	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100

諸規則違犯

前年	本年	計
1	1	2
2	2	4
3	3	6
4	4	8
5	5	10
6	6	12
7	7	14
8	8	16
9	9	18
10	10	20
11	11	22
12	12	24
13	13	26
14	14	28
15	15	30
16	16	32
17	17	34
18	18	36
19	19	38
20	20	40
21	21	42
22	22	44
23	23	46
24	24	48
25	25	50
26	26	52
27	27	54
28	28	56
29	29	58
30	30	60
31	31	62
32	32	64
33	33	66
34	34	68
35	35	70
36	36	72
37	37	74
38	38	76
39	39	78
40	40	80
41	41	82
42	42	84
43	43	86
44	44	88
45	45	90
46	46	92
47	47	94
48	48	96
49	49	98
50	50	100



諸規則違犯

諸規則違犯	前年		計	人數	前年		計	言	無免管	有期	懲役	禁錮	罰金	拘留	附	加
	年	年			年	年										
車稅規則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
沖繩縣酒類出港規則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
船稅規則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
郵便條例	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
小包郵便法	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
電信條例	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
海底電信線及國際合保護條例	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
鐵道犯罪罰則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
藥品營業并藥品取扱規則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
賣藥規則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
傳染病預防法	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
獸疫預防法	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

諸規則違犯	前年		計	人數	前年		計	言	無免管	有期	懲役	禁錮	罰金	拘留	附	加
	年	年			年	年										
阿片法	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
賭博取締規則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
基地及埋葬取締規則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
航海獎勵法	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
船舶職員法	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
西洋形船隻入港止規則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
外國船隻之規則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
船舶檢查法	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
船隻規則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
船隻信號及救命具取締規則	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
海難取調屆出	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
國立銀行條例	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
貯蓄銀行條例	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
取引所法	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
商標條例	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
特許條例	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
實業取締法	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
古物商取締法	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0



前 承

諸規則違反	件	數	人員	言	渡	區	分	附	加
前年	本年	前年	本年	無罪	免管	輕懲	重懲	罰金	拘留
陸軍武官結婚條例	男	1	1						
海軍召集條例	男	1	1						
軍港規則	女	1	1						
集會及政社法	女	1	1						
火藥取締規則	女	1	1						
爆發物取締規則	男	1	1						
銃砲取締規則	男	1	1						
狩獵法	女	1	1						
度量衡法	女	1	1						
遺失物取扱規則	女	1	1						
宮錢買入牙保及補助ヲ爲シ或ハ購買ス	女	1	1						
報戒令	男	1	1						
決闘條例	男	1	1						
賭博検査法	男	1	1						
登記法	女	1	1						

1101

諸規則違反	件	數	人員	言	渡	區	分	附	加
前年	本年	前年	本年	無罪	免管	輕懲	重懲	罰金	拘留
礦業條例	男	1	1						
砂礦採取法	男	1	1						
茶葉組合規則	女	1	1						
鋼鐵工免許規則	男	1	1						
出版法	女	1	1						
版權法	男	1	1						
新聞紙條例	男	1	1						
徵兵令	女	1	1						
徵兵事務條例	男	1	1						
陸軍服役條例	女	1	1						
陸軍召集條例	女	1	1						
陸軍召集條例	男	1	1						
屯田預備役兵村及下士卒	男	1	1						
卒團規則	男	1	1						
卒團規則	男	1	1						
要案近傍ニ於ケル水陸測	男	1	1						
母取締規定ニ違背ス	男	1	1						

1100



諸規則違反	前年		本年		計	前年	本年	計	無罪	管有	禁錮	罰金	拘留	治場	監罰	附加
	件	人員	件	人員												
登記印紙規則	1	1	1	1	2	1	1	2								
戸籍法	1	1	1	1	2	1	1	2								
寄留届出ノ規定ニ違背ス	1	1	1	1	2	1	1	2								
議會議員保護	1	1	1	1	2	1	1	2								
衆議院議員選舉法	1	1	1	1	2	1	1	2								
明治三十一年勅令第二十一號衆議院議員選舉ニ關スル規則	1	1	1	1	2	1	1	2								
明治三十一年勅令第百七十號衆議院議員選舉ニ關スル規則	1	1	1	1	2	1	1	2								
府縣會議員選舉規則	1	1	1	1	2	1	1	2								
市町村會議員選舉規則	1	1	1	1	2	1	1	2								
國稅徵收法	1	1	1	1	2	1	1	2								
隱田切開切添地處分	1	1	1	1	2	1	1	2								
商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ク	1	1	1	1	2	1	1	2								
移民保護規則	1	1	1	1	2	1	1	2								
馬匹調査及検査施行規則	1	1	1	1	2	1	1	2								

諸規則違反	前年		本年		計	前年	本年	計	無罪	管有	禁錮	罰金	拘留	治場	監罰	附加
	件	人員	件	人員												
種牡馬檢査法	1	1	1	1	2	1	1	2								
香煙取締預防法	1	1	1	1	2	1	1	2								
通什及證券取扱取締法	1	1	1	1	2	1	1	2								
水路測量標條例	1	1	1	1	2	1	1	2								
實印ヲ預ケ預ル	1	1	1	1	2	1	1	2								
開港港則	1	1	1	1	2	1	1	2								
森林法	1	1	1	1	2	1	1	2								
地方長官及審判廳長ノ發スル命令ニ違背ス	1	1	1	1	2	1	1	2								
合計	10	10	10	10	20	10	10	20								
男	5	5	5	5	10	5	5	10								
女	5	5	5	5	10	5	5	10								

(備考) 表中森林法違反ニシテ重禁錮罰金併科ニ係ルモノ、内刑期二年以上ノ言渡ナシ







前承

甲府	谷地	吉原	下田	沼津	掛川	濱松	藤枝	静岡	沼津	濱松	地田	太田	富岡	高崎	沼田	前橋	高崎	廳名	
																		甲府	廳
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	前年
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	本年
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	無罪
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	管轄
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	有懲
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	禁錮
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	輕
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	重
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	罰金
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	拘留
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	科罰
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	料罰
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	沒收
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	沒收
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	沒收
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	計

三〇六

三條	新川	相川	高田	長岡	新發	地田	岩村	上田	福島	大田	上野	伊那	飯山	松本	飯田	長野	上野	飯田	松本	地田	谷澤	飯田	廳名	
																							長野	廳
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	前年	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	本年	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	計	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	無罪	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	管轄	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	有懲	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	禁錮	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	輕	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	重	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	罰金	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	拘留	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	科罰	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	料罰	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	沒收	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	沒收	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	沒收	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	計	

三〇七



























前 承

廳名	前年		本年	計	上級ノ内訳并係數	人員		無免管轄期懲役禁錮	重罰禁錮	金罰禁錮	留科料收	場治懲罰	視金收	計
	男	女				男	女							
秋田	11	11	11	11		11	11							
本莊	11	11	11	11		11	11							
能代	11	11	11	11		11	11							
大曲	11	11	11	11		11	11							
横手	11	11	11	11		11	11							
湯澤	11	11	11	11		11	11							
大館	11	11	11	11		11	11							
以上官城在新院管内ノ合計	11	11	11	11		11	11							
地前支	11	11	11	11		11	11							
弘前支	11	11	11	11		11	11							
青森	11	11	11	11		11	11							
野邊地	11	11	11	11		11	11							
弘前	11	11	11	11		11	11							
五所川原	11	11	11	11		11	11							
八戸	11	11	11	11		11	11							
八戸	11	11	11	11		11	11							
函館	11	11	11	11		11	11							

廳名	前年		本年	計	上級ノ内訳并係數	人員		無免管轄期懲役禁錮	重罰禁錮	金罰禁錮	留科料收	場治懲罰	視金收	計
	男	女				男	女							
函館	11	11	11	11		11	11							
江差	11	11	11	11		11	11							
壽都	11	11	11	11		11	11							
地崎	11	11	11	11		11	11							
札幌	11	11	11	11		11	11							
浦河	11	11	11	11		11	11							
増毛	11	11	11	11		11	11							
小樽	11	11	11	11		11	11							
岩内	11	11	11	11		11	11							
稚内	11	11	11	11		11	11							
根室	11	11	11	11		11	11							
厚岸	11	11	11	11		11	11							
釧路	11	11	11	11		11	11							
以上函館控新院管内ノ合計	11	11	11	11		11	11							
總計	11	11	11	11		11	11							











表三十四第款四第部二第  
分區渡言ルス對ニ廳各

廳名	前年		本年		無罪 管轄	懲役 禁錮	罰金	拘留 料	罰沒 收	附 加
	件	數	件	數						
東京	1	1	1	1						
八王子支部	1	1	1	1						
東京區	1	1	1	1						
地方	1	1	1	1						
橫濱	1	1	1	1						
橫濱區	1	1	1	1						
地方	1	1	1	1						
小田原區	1	1	1	1						
地方	1	1	1	1						
水更津支部	1	1	1	1						
八日市場支部	1	1	1	1						
千葉區	1	1	1	1						
松戸區	1	1	1	1						
合計	10	10	10	10						

前承

諸規則違反	前年		本年		無罪 管轄	懲役 禁錮	罰金	拘留 料	罰沒 收	附 加
	件	數	件	數						
寄留届出ノ規定ニ違背ス	1	1	1	1						
議會并議員保護	1	1	1	1						
衆議院議員選舉法	1	1	1	1						
明治三十一年勅令第二十一號衆議院議員選舉ニ關スル規則	1	1	1	1						
明治三十一年勅令第七十號衆議院議員選舉ニ關スル規則	1	1	1	1						
市町村會議員選舉規則	1	1	1	1						
臨田切開切添地處分	1	1	1	1						
前法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受リ	1	1	1	1						
移民保護規則	1	1	1	1						
馬匹調査及検査施行規則	1	1	1	1						
種牡馬検査法	1	1	1	1						
害蟲除豫防法	1	1	1	1						
實印ノ預ケ預ル	1	1	1	1						
電氣事業取締規則	1	1	1	1						
開港々則	1	1	1	1						
森林法	1	1	1	1						
合計	10	10	10	10						



































表四十四第部三第

分區渡言ルス對ニ名罪ル係ニ判裁席關及席對ノ罪警違

違 警 罪 目	件 數		人 員		對 席	關 席	計	言 渡 區 分		却 棄
	前 年	本 年	前 年	本 年				無 罪	有 罪	
自己ノ所有地内ニ死屍アルコトヲ知テ官署ニ申告セズ又ハ他所ニ移ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入ヲ毆打シテ創傷疾病ニ至ラス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
密ニ賚送ヲ爲シ又ハ其媒合容止ヲ爲ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
定リタル住居ナリ平常營生ノ產業ナシテテ諸方ニ徘徊ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官許ノ墓地外ニ於テ私ニ埋葬ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
違警罪ノ犯人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人家ノ近傍又ハ山林田野ニ於テ濫リニ火ヲ焚ク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健康ヲ保護スル爲メ設ケタル規則又ハ傳染病預防規則ニ違背ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他人ノ通行スヘキ場所ニ在ル危險ノ并其其	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他四所ニ蓋又ハ防圍ヲ爲サス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
路上ニ於テ犬其他ノ獸類ヲ嘯レ又ハ驚走セシム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
變死入ノ檢視ヲ受ケスレテ埋葬ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
墓碑及路上ノ神佛ヲ毀損シ又ハ汚損ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神祠佛堂其他公ノ建造物ヲ汚損ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公然入ヲ罵詈嚼弁ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—











